

第4章 子ども・子育て支援施策の実績(担当課報告分)

資料1-2

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標1

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向1	多様な子育て支援サービス環境の整備
施策の方向性	身近なところで子育て中の保護者と子どもが気軽に集まれる場所を増やし、個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう、多種多様な子育ての情報を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。		
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)	
1	児童センター	0歳児から2歳児を対象にした親子教室の実施(参加4,013名)、夏の暑さ対策の遊び場として室内公園「親子パーク」(参加49名)の開設。夏休み行事として、親子お話しシアター(参加48名)、人形劇(参加72名)を実施。上宮川文化センターだより、各種チラシ、広報あしや、子育てアプリ、ホームページで周知を充実させ、多くの子育て交流ができる機会を提供した。令和6年度も引き続き、育児支援事業を充実させると共に、子育てのストレス軽減となる内容を検討し取り入れていく。	
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.6「子育て講演会、講座」 No.7「母親同士の交流」 No.13「児童センターにおける子育て支援」	
2	こども政策課(政策係)	子育てサポートブック「わくわく子育て」を改訂、3,700部発行し、市内の各施設に配布して最新の情報提供に努めた。また、ホームページに掲載している子育て情報サイトの随時更新に加え、子育てアプリを活用し、主に未就学児対象のイベントや講座等の情報発信を行った。アプリの登録者数は、令和6年3月末時点で2,924人となり、登録者数は令和5年3月末時点より281人増加した。今後も引き続き子育て支援の情報提供に努めていく。	
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」	
3	ほいく課(ほいく係)	新型コロナウイルス感染症が5類相当に移行し、体験保育は10月、11月、園庭開放は10月後半から再開した。認定こども園・保育所では、各施設のホームページや「芦屋市立認定こども園・保育所ってどんなところ?」のページを更新し、子育て情報の提供を引き続き行っている。子育て支援の場として認定こども園・保育所を利用してもらえるように今後も積極的に情報を提供していく。実施回数:園庭開放:合計55回、参加人数合計339人、体験保育:各施設3日間を1回実施。参加親子組数合計7組。	
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.12「幼稚園・保育所・認定こども園における地域子育て支援」	
4	こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	子育てセンターのむくむくを中心に、各地域で地域子育て支援拠点事業を実施し、育児への不安感や孤立感を抱える保護者へのサポートを行った。 ・子育て援助活動支援事業 :4,635回 ・子育て短期支援事業 :54回 ・養育支援訪問事業 :237回 ・子育て情報の提供 :随時 ・わくわく冒険ひろば :1回 ・子育て講演会、講座 :18回 ・あい・あいるーむ :参加者数(延べ)219人/35回	
	実施事業	No.1「子育て援助活動支援事業」 No.2「子育て短期支援事業」 No.3「養育支援訪問事業」 No.4「子育て情報の提供」 No.5「わくわく冒険ひろば」 No.6「子育て講演会、講座」 No.8「こどもフェスティバルの開催」 No.9「子育て支援センター・子育て世代包括支援センター」 No.10「あい・あいるーむ」 No.11「地域子育て支援拠点事業」	
5	管理課	市立幼稚園における預かり保育や幼児教育・保育無償化等の子育て支援及び入園案内手続きに関する情報をホームページ等で周知した。 今後も、市民からの問い合わせのあった内容をホームページに反映させる等、広報の充実に努めたい。	
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」	
6	保健安全・特別支援教育課	市立幼稚園で開催する、「3歳児親子ひろば(さんさんひろば)」や「幼稚園で遊ぼう会」、各幼稚園のオープンスクールの情報について、広報あしやや子育てアプリ、各幼稚園のホームページにて発信した。また、広報掲示板での掲示や対象年齢児の保護者にチラシを配布した。今後も引き続き、幼稚園での未就園児が参加できる市立幼稚園のイベント情報や在園児との交流、園庭開放などの情報を、積極的に各幼稚園のホームページや子育てアプリ等で発信し、未就園児とその保護者の遊び場の提供や保護者の子育て相談にも対応できるよう、広く周知を図る。	
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.12「幼稚園・保育所・認定こども園における地域子育て支援」	
7	青少年育成課	広報紙、ホームページ等において放課後児童クラブやキッズスクエア等の子育て情報を提供しており、放課後児童クラブ及びキッズスクエアの当初入会申請方法を電子申請で受け付けることができるようにしたことで、入会希望者の利便性を向上させた。今後も、オンラインによる情報提供を充実させていく。	
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」	
8	公民館	公民館事業の家庭教育セミナーでは、芦屋市PTA協議会と共催し、映画「あしやのきゅうしょく」を上映・鑑賞することにより、子ども達の学びと成長に欠かせない「学校給食」について考えることを主眼とし実施した。午前・午後の上映で、のべ349人の入場者があった。また、ホール事業として、未就学児童も含む「0歳からのこどもコンサート」を実施し、620人の入場者があった。	
	実施事業	No.6「子育て講演会、講座」	

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
9	図書館	広報あしや、ホームページだけでなく、子育てアプリや子育てサポートブック「わくわく子育て」を活用し、乳幼児期から絵本に親しむことができるよう親子で参加できるイベント情報をお知らせした。「ちいちゃなこどものおはなしかい」(12回、164人)「ちいちゃなこどものクリスマスかい」(1回、17人)等を開催した。 また、絵本作家・たかしんいち先生を招いて「子育て座談会」(1回、10人)を開催した。 こども家庭・保健センターと連携し「ブックスタート」事業として4カ月児健康診査時に、絵本を紹介する冊子「であってみたいこんな本」を配布するとともに読み聞かせを行い、子育て支援の一助とする取り組みを行っている。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.14「図書館における子育て支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向2	子育て家庭への経済的支援
施策の方向性	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。また、幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、対象者の把握に漏れがないよう必要な手続を進めるとともに、関係機関との情報共有等の連携を行いながら、保護者への周知等に努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	保険課	出産育児一時金制度については、「国保あんない」やホームページ等に掲載し、産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合50万円、加入していない医療機関又は海外で出産した場合48万8千円(令和5年4月1日以前に出生した場合は40万8千円)を支給している。(令和5年度支給実績:47件、22,529,440円)引き続き出生児の国民健康保険加入手続きの際に、制度の利用漏れがないかどうか確認を徹底する等、今後も制度の案内や周知に努める。 また、令和6年1月より産前産後の保険料を減免する制度が新設され、出産育児一時金の利用者については職権処理を行い、出産した被保険者の負担とならないように減免を適用した。制度についてはホームページに掲載するなど周知を行った。
	実施事業	No.3「子ども(又は養育する親)に対する援助」
2	地域福祉課 (福祉医療係) (地域福祉係)	・「乳幼児等・こども医療費助成制度」については、令和6年7月1日から制度の対象年齢を高校生相当の方まで引き上げるとともに、1歳から中学3年生までの方の所得制限を撤廃し、すべてのこどもが助成対象となるよう制度の拡充を行うことを決定した。(拡充対象者の外来診療分の窓口負担額は1回上限800円、入院診療分は0円。) 引き続き、関係課との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや広報あしやによる制度の周知に努める。 ・困窮状況に応じた相談・支援として、総合相談窓口や自立相談支援機関と連携し、家賃相当額(40,000円～62,000円/月)の支給を行ってきた。また、困窮世帯の子どもへの学習支援及び居場所づくりを行ってきた。今後も他の機関と連携し、制度案内や周知に努め、必要な対象者の支援を行っていく。
	実施事業	No.3「子ども(又は養育する親)に対する援助」 No.4「障がい児(又は養育する親)に対する援助」 No.8「生活困窮者自立支援制度における事業」
3	障がい福祉課	身体障害者手帳や療育手帳の申請時・窓口での交付時、支給対象となる可能性のある児童の保護者に手当の制度内容を説明し、申請月が遅れないよう案内を行っている。また、ホームページ及び障がい福祉のおしりに制度内容を掲載し広報している。課内の担当者間で連携することにより、支給対象となる可能性のある児童を把握できるよう努めるとともに、関係課とも連携して変更申請等について漏れなく案内できるよう努めている。(障害児福祉手当 63件、重度心身障害児介護手当 1件、福祉施設等通園(通学)費扶助(特別支援学校高等部等) 0件) 引き続き関係機関と連携し、手当申請・届出等について漏れのないよう対応していきたい。
	実施事業	No.4「障がい児(又は養育する親)に対する援助」
4	こども政策課 (こども支援係)	子ども(又は養育する親)に対する援助について、児童手当を6,252人(前年度6,690人)、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を840人(前年度744人)に給付した。児童手当については、令和6年10月分より制度改正が予定されており、市ホームページや広報あしやを通じた周知に努めていく。 障がい児(又は養育する親)に対する援助について、福祉施設等通園(通学)費扶助を(すくすく学級)9人(前年度11人)に給付した。今後も引き続き給付・助成を実施していく。
	実施事業	No.3「子ども(又は養育する親)に対する援助」 No.4「障がい児(又は養育する親)に対する援助」
5	ほいく課 (施設運営係) (入所係)	前年度から引き続き、第2子以降の保育料の軽減、ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。今後も継続して事業を実施していく。ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業については申請をもとに支給するため、対象者には園と連携し適切に周知していく。 【参考】第2子以降の保育料の軽減 令和5年度延べ4,200人、ひょうご保育料軽減事業 令和5年度 37人、実費徴収に係る補足給付事業 令和5年度 237人
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」 No.7「実費徴収に係る補足給付事業」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
6	こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の助成を行う。健やかな成長発達が促されるよう家庭訪問を実施し、また、医療を必要とする未熟児に対して医療給付を行う。(妊娠届出数483人、妊婦健康診査助成券利用人数726人、償還払い人数100人、未熟児養育医療給付17人) 今後も子育て家庭に対し、子育て支援サービスの提供及び、経済的支援を継続し子育ての支援に努める。
	実施事業	No.1「妊婦健康診査」 No.2「未熟児養育医療の給付及び未熟児訪問指導」
7	建築住宅課	令和5年度は1世帯の子育て世帯(ひとり親家庭を除く)に対し、住宅困窮度点の加点を行った。また、公的住宅への斡旋は1世帯であった。経済的な理由で子供を産み育てることが困難な状況に陥ることを防止するために、市営住宅等入居希望者登録において、子育て世帯に対する住宅困窮度の加点を行うことで、できるだけ公的住宅が提供できるよう支援を行っている。引き続き、住まいの提供に関し、公的住宅の空き状況と入居申込み状況を十分に把握することで適切に住戸の斡旋を行う。
	実施事業	No.6「子育て世帯等の公的住宅への入居」
8	管理課	前年度から引き続き就学援助費・在日外国人学校就学補助金の支給、実費徴収に係る補足給付事業、子育てのための施設等利用給付事業を実施した。これにより子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、幅広く補助を行うことができたため、今後も事業を継続して実施する。
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」 No.7「実費徴収に係る補足給付事業」
9	青少年育成課	放課後児童クラブの入会案内に育成料の減額及び免除の説明を記載し周知しており、基準日時点で芦屋市に住民票がある方に関しては、市民税証明書提出を不要とすることで、援助の受けやすい体制となっている。
	実施事業	No.3「子ども(又は養育する親)に対する援助」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向3	ひとり親家庭の自立支援
施策の方向性	関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域福祉課(福祉医療係)	・これまでも「母子家庭等医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。 引き続き、関係課(こども政策課こども支援係)との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや広報あしやによる制度の周知に努める。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
2	生活援護課	生活保護を必要とするひとり親家庭の申請に基づき、適切に扶助費を支給した。就労が可能な場合は担当CWだけではなく就労支援員も就職支援や増収支援を行い、負債を抱えている場合は法テラスへ繋ぎ生活立て直しの支援を図った。また必要に応じてこども家庭・保健センターと積極的に連携し、継続的な支援に努めた。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
3	こども政策課(こども支援係)	母子・父子家庭相談について、母子・父子自立支援員が母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活全般の相談に応じた。また、法律問題(離婚、相談等)に関する相談は専門家(弁護士)につないだ。(母子・父子自立支援員:1人 相談件数:459件(前年度701件)) ひとり親家庭の就労支援援助について、母子・父子自立支援プログラム参加者は6件(前年度3件)あった。ひとり親家庭の自立のための就労支援として、ハローワーク等の関係機関と連携し、情報提供をはじめ、資格取得、能力開発のための支援、援助を行った。 ひとり親家庭に対する経済的支援について、児童扶養手当(受給者数:462人(前年度483人))、母子父子寡婦福祉資金の貸付(申請件数:6件(前年度4件))、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(受給者数:496人)を行った。 今後も市ホームページ等を通じて、ひとり親家庭への支援制度の周知に努める。
	実施事業	No.1「母子・父子家庭相談」 No.2「ひとり親家庭の就労支援援助」 No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」 No.4「ホームヘルプサービス」 No.5「芦屋市白菊会活動への支援」
4	建築住宅課	令和5年度は17世帯のひとり親家庭に対し住宅困窮度点の加点を行った。また、公的住宅への斡旋は7世帯であった。市営住宅等入居希望者登録において、ひとり親家庭に対する加点を行うことで、できるだけ公的住宅を提供できるよう支援を行っている。引き続き、住まいの提供に関し、公的住宅の空き状況と入居申込み状況を十分に把握することで適切に住戸の斡旋を行う。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向4	親と子の健康づくりの推進
施策の方向性	健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)	
1	こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	【妊産婦健康相談】 妊産婦を対象に助産師等による個別相談を行う。 母子健康手帳交付時の保健師・看護師による全数面接483人 妊産婦(母乳)相談件数483件	
		【乳児家庭全戸訪問】 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。 訪問数 475人(うち新生児訪問 8人)	
	実施事業	No.1「妊産婦健康相談」 No.2「妊婦歯科健康診査」 No.3「乳児家庭全戸訪問事業」	
2	こども家庭・保健センター(健康増進・母子保健担当)	【乳幼児健康診査】 4か月児／10か月児／1歳6か月児／3歳児にて健康診査を実施している。 ・4か月児健康診査: 受診者469人 受診率95.3% ・10か月児健康診査: 受診者497人 受診率92.0% ・1歳6か月児健康診査: 受診者509人 受診率98.8% ・3歳児健康診査: 受診者726人 受診率96.7%	
		【育児相談】 乳児を対象に身体計測及び保健師と栄養士、助産師による子どもの発達や育児についての個別相談を行う。実施回数12回 参加延べ人数 416人 あいあいの一む、キオラクラブ、ひとしおでの育児相談:105人	
		【こどもの相談】 乳幼児健診において、経過観察が必要な子どもや、5歳児発達相談を希望する保護者に対し、医師・臨床心理士・保健師による個別相談を行う。 ■精神科医師による相談: 相談実数31人 延べ数42人 ■小児科医師による相談: 相談実数14人 延べ数17人 ■心理相談員による相談: 相談実数90人 延べ数105人	
		【親と子どもの健康教育】 「プレおや教室」「もぐもぐ離乳食教室」「幼児の食事とおやつ教室」等の事業を実施し、離乳食等について楽しく学ぶ機会を提供する。 ■プレおや教室「沐浴クラス」: 実施回数6回 参加延べ数142人 「出産準備クラス」: 実施回数6回 参加延べ数80人 ■もぐもぐ離乳食教室: 参加延べ数158人 ■オンラインもぐもぐ離乳食教室(後期): 参加延べ数 33人 ■幼児の食事とおやつ教室: 参加延べ数104人 ■親子のための時短クッキング: 参加延べ数12人	
		【アレルギーに対する事業】 アトピー性皮膚炎の子どもを持つ保護者等を対象にした栄養士、保健師による個別相談や、アレルギーに関する専門医の講義を実施する。 ■アレルギー健康診査: 対象者数108人 受診者数40人 ■アレルギー栄養相談: 相談延べ人数 0人 ■アレルギー教室: 参加者数71人 ■めだか水泳教室: 実施回数3グループ×8回 実参加者11人 延参加者72人	
		【予防接種事業】 予防接種法に基づいた定期予防接種事業を行う。また、適齢期の子どもに対して、個別通知や保育所・幼稚園・学校への通知を行い、周知に努める。「芦屋市の予防接種について」「予防接種と子どもの健康」を生後1か月半頃に個別送付。各健診、予防接種週間(チラシ配布)、就学前健診の予防接種確認等で予防接種についての接種勧奨を行っている。MR2期・DT・日本脳炎については、個別通知を行い勧奨している。HPVについても個別通知とともに、キャッチアップ接種を開始した。	
	実施事業	No.4「乳幼児健康診査」 No.5「保健センターによる育児相談」 No.6「こどもの相談」 No.7「親と子どもの健康教育」 No.8「アレルギーに対する事業」 No.9「定期予防接種事業」	
3	市立芦屋病院	当日10時までに連絡があれば利用可能な病児・病後児保育を実施し、令和5年度利用実績は、延べ314人。また、令和5年度の「産後ケア入院」利用は1件であった。外来妊娠検診、小児科外来、カンガルークラブ等で積極的にPR活動を行い、問い合わせや利用の意向はあったものの、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として面会制限を行っていたことから、利用を断念するケースが多かった。おっぱい外来2件、妊婦検診8名(24件)	
	実施事業	No.10「市立芦屋病院による育児支援」	

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向5	子育ての悩みや不安への支援
施策の方向性	身近な相談相手として地域の民生委員・児童委員や福祉推進委員、子育てセンター、保育所等の各施設において、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないよう、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。さらに、子育て世代包括支援センターを活用することによって、相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域福祉課 (管理係)	芦屋市子育て応援団(民生委員・児童委員や福祉推進委員等で構成)の訪問希望があったご家庭に、地域の情報とスタイを持って訪問している。令和5年度は、122件の訪問につながった。地域での身近な相談相手がいること、本市の子育て支援制度や情報を知ってもらうための活動なので、より多くの保護者にご利用いただけるようPR活動を推進していく。
	実施事業	No.3「民生委員・児童委員等による赤ちゃん訪問」
2	こども政策課 (政策係)	県の実施する子育て支援員研修の募集情報を周知するため、ホームページに掲載し、受講希望者を取りまとめた。 令和5年度は、募集に関する問い合わせが多数寄せられ、研修受講希望者は13人であり、申込者は増加傾向にある。子育て支援員となった方の活躍の場を見つけていくことが課題である。
	実施事業	No.2「子育て支援員の育成、確保」
3	こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	子育てセンターでは、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、必要に応じてこども家庭総合支援室等の関係機関へ繋いでいる。子育てセンターにおける総相談件数は6,641件だった。今後複雑な相談の増加が予測されるため、令和5年4月より全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する総合的な支援拠点として「こども家庭・保健センター」となったことに伴い、切れ目ない一体的な支援を実施していく。子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業(母子保健型)を実施している。保健師が常駐し、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援の実現に努めており、令和5年度相談延べ人数は72人だった。
	実施事業	No.1「子育て支援センター・子育て世代包括支援センターにおける子育て相談」

基本目標2

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向1	就学前教育・保育の体制確保
施策の方向性	入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応のため、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心とした「市立幼稚園・保育所のあり方」の取組を着実に進めていきます。また、今後も引き続き教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。 その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより、子どもの健やかな成長を支援するとともに、定期的な教育・保育施設等への指導監査を実施します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	ほいく課 （ほいく係）	新型コロナウイルス感染症5類相当移行後、研修や世代間交流など再開、実施した。 ・要配慮児への関わりや個別支援計画の立て方、保育士等のキャリアアップ研修についての研修会の開催については、会場の広さに応じた人数設定を行いながら実施した。今後は研修会の開催会場などの拡充を行っていく。研修実施回数：33回。参加人数735名。シルバー人材センター交流2回、参加人数合計205名。キャリアアップ研修3回実施。参加者153名。 ・巡回訪問については、感染症流行などの状況に応じて、園と協議を行いながらだったが、概ね予定通り行うことができた。巡回訪問では、保育士や幼稚園教諭が訪問し、不適切保育、保育内容、給食、感染予防等について情報共有を行い、助言を行った。今後も継続して行う。実施回数56回。 ・保育の質の評価については、評価に関する冊子を市立、私立職員に配布し、個人の評価や園としての振り返りも行い、ホームページに掲載した。また、必要な研修等の検討を行い実施した。今後も継続して行う。
	実施事業	No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.6「教育・保育施設への巡回訪問及び保育の質の評価」
2	ほいく課 （施設運営係）	市内の私立保育施設で、保護者の仕事、疾病等の理由により一時的に家庭での保育が困難な子どもに対する一時預かり事業を実施した。 また、私立保育施設で働く保育士への補助として、一時金の支給及び家賃の一部補助を実施した。今後も引き続き保育士・保育教諭の確保及び定着を図る支援を検討していく。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」 No.7「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.8「教育・保育施設の職員等に対する援助」
3	ほいく課 （施設整備係）	私立保育園1園が認可保育所から幼保連携型認定こども園に移行し、令和5年4月に開園した。 今後も引き続き、人口動態を見極めながら待機児童対策に取り組んでいく。
	実施事業	No.2「教育・保育施設等施設整備事業」
4	管理課	市立幼稚園全園において預かり保育を実施した。幼稚園全体の園児数が減少しているが、1園当たりの平均利用者数は、前年度と大きく変わらず横ばいであるため、一定数の利用ニーズがあることが認められる。子育て支援施策として、岩園幼稚園の3歳児保育について検証を行ない、令和5年度から本実施となった。今後も引き続き預かり保育事業を実施していく。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」 No.2「教育・保育施設等施設整備事業」
5	学校教育課	「子どもの読書のまちづくり事業」では、小学校図書館整備事業により各小学校の学校図書館内に就学前幼児向けコーナーが整備されたことに伴い、就学前施設の幼児が小学校図書館に行き、絵本に親しむ機会となっている。就学前の子どもたちが学校図書館を定期的に利用することができるよう取組を進める。
	実施事業	No.9「子どもの読書のまちづくり事業」
6	保健安全・特別支援教育課	小学校区ごとの「なかよし運動会」や「小学校ごっこ」を実施し、就学前教育・保育施設間の幼児の交流、児童との交流を図ることができた。市立幼稚園が、公開保育並びに研究会を実施し、研究協議や講師の指導により、市内の幼稚園教諭、保育教諭、保育士、また小学校教諭が共に学ぶ機会となった。3月には、1年間の保育についての報告会を行い「幼児期に育てたいこと」「幼児期の重要性」について、協議し学びを深め共有することができた。今後も、就学前教育・保育施設の職員がともに研修する機会を設け、質の高い幼児教育を目指していく。
	実施事業	No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.7「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」
7	図書館	未就学児の児童及びその保護者が参加できるイベントを開催した。令和5年度は、「親子で楽しむ絵本の会」(8回、119人)、「打出分室こどもおはなしの会」(5回、29人)、「ちいちゃなこどものおはなしかい」(12回、164人)、「ちいちゃなこどものクリスマスかい」(1回、17人)、「夏の特別企画 読書クイズ」(1回、266人)を開催した。また、市内の幼稚園・保育所へ図書館職員が出向いて絵本の読み聞かせを行った。(7回、141人)市内のこども園や保育所の子どもが図書館に来館した際にも絵本の読み聞かせを行った。(7回、162人)今後も保育施設との交流に取り組んでいく。
	実施事業	No.9「子どもの読書のまちづくり事業」

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向2	小学校への円滑な接続
施策の方向性	就学前段階では、幼稚園・保育所等、利用する施設の種類が多く、保護者の選択も、各家庭の状況や実態において様々です。教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	ほいく課 (ほいく係)	「芦屋市接続期カリキュラム」に基づいて、なかよし運動会や給食体験等の小学校訪問や小学生との交流を行うことができた。小学校生活を模擬体験する「小学校ごっこ」についても行うことができ、校内を探検したり、鉛筆の握り方等を教えてもらうなどの体験をすることができた。今後も円滑な接続を目指し、近隣の小学校と連携を取りながら、幼稚園や認定こども園、保育所と交流していく。
	実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの実施」 No.3「芦屋市接続期カリキュラムの実施」
2	保健安全・特別 支援教育課	幼保小合同連絡会では、市内の小学校長から幼小連携の取組の講話を聴くと共に小学校区ごとにグループに分かれて意見交流を行い、接続期について考え合うことができた。また、「芦屋市接続期カリキュラム」に基づいて、「なかよし運動会」や「小学校ごっこ」を実施し、小学校区ごとの就学前教育・保育施設の幼児や保育者、小学校の児童や教諭とも交流が図られ、幼児の小学校生活への期待を高める機会となった。また、各学校園で幼児の小学校図書館訪問、保育者と教員の研究会や連絡会等交流を行った。今後、就学前施設と小学校との保育、授業参観、研究会等を通して、遊びから学びへの接続や連携の在り方について協議を深め、さらなる円滑な接続をめざしていく。
	実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの実施」 No.3「芦屋市接続期カリキュラムの実施」

基本目標3

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向1	地域における子どもの居場所づくりの推進
施策の方向性	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	国際文化推進課	潮芦屋交流センターでは、子どもを対象とした教室(英語、空手、バレエ、ダンス、習字等)で貸室を定期的に提供している。年に30教室延べ1,200回、18,000人参加している。それ以外にイベント利用で多目的室をたくさん子どもたちに提供している。また、外国にルーツを持つ子どもの日本語教室を年に38回開催している。今年度より中国にルーツを持つ子どもの母国語向上などを目的とした「中国語母語教室」の実施場所となっており、月に4回ほど実施し、月に延べ30人ほどが参加している。新たにこの施設を知っていただき、利用していただく子どもを増やすことが課題である。今後も子どもの居場所として地域に開かれた施設運営を目指す。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
2	市民参画・協働推進課	あしや市民活動センターでは、市民活動に関わることの面白さを子どもの頃から体感するための活動の場を提供した。今後も市内の中高大学生との協働事業を継続し、市民活動を支える中間支援組織として活動の場を提供していく。 子どもを対象とした令和5年度実施事業は、下記の通り。 ・学び、遊べる場の提供 「夏休み！わくわくスペシャル」(小中学生対象:95人参加) 「芦屋発 君も今日から新聞記者」(高校生7名が記者として活動:17名へ取材) 「灯籠まつり」(中高生6人が実行委員) 「あしや部」(高校生対象:全6回84人参加) ・子育て中の母親の居場所作り 「ママと子の居場所「つきいちよるごはん」」(年長から小学校低学年対象:全6回52人参加) ・ボランティア活動 「さくらまつり清掃ボランティア実行委員会」(芦屋大学ボランティア部aqua中心に結成) 「スマイルボランティア」(小学生13人参加)
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
3	児童センター	体力増進事業である「卓球ひろば」の開設数を、昨年度の6回から7回に増やし、子どもたちが楽しく交流しながら運動できる機会を提供した。1年生から6年生まで、様々な学校に通う子ども同士が集い、卓球を通してできる仲間づくりの場として、毎回多くの子どもたちが参加した。(94名)
	実施事業	No.7「児童館における子どもの居場所づくり」
4	環境課	芦屋市立あしや温泉では、子ども同士の交流の場として、施設単独で5回、地域と連携して2回、季節にあわせた子供向け参加型イベント(こいのぼりフェア(ぬり絵)、セタウィーク(短冊作成)、あしや温泉夏祭り、ハロウィーンスタンプラリーなど)を実施した。 次年度も、引き続き、年間を通して季節を感じられるイベントを実施していく。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
5	地域福祉課 (地域福祉係)	「高浜町ライフサポートステーション」で地域まなびの場支援事業における子どもの居場所を活用した全世代が交流できる共生型の居場所の提供を行った。 令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響も一定収まったことで参加者数が561名となり、前年度と比較して約1.5倍増加し、開催回数についても例年と同水準に戻すことができた。 イベント内容による参加者の偏りや参加者同士の交流という面では課題が残っているため、引き続き内容の充実や実施時間等、参加者増のための工夫を検討していきたいと考えている。
	実施事業	No.10「地域まなびの場支援事業」
6	地域福祉課 (福祉センター係)	市の事業実施時や貸室時以外に、市民に運動室を開放した。こどもから高齢者まで多くの利用があるが、令和4年度から使用時のルール変更(時間制限)を行ったことによって新規の利用者も増加し、こどもの居場所としても有効活用ができています。 実施回数は463回、参加者数は前年度比151人増の5,797人であった。 引き続きこどもの居場所となるよう努めていきたい。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
7	こども政策課 (政策係)	こどもが利用できる公共施設の情報発信手段として活用している子育てアプリについて、全庁的に周知するために、毎月1日に掲示板に掲載し、活用促進を図った。また、主に未就学児対象のイベントや講座を中心に子どもの居場所の発信を行った。発信時には、配信を知らせるプッシュ通知設定を必ず行い、より多くの登録者に情報が行きわたるよう工夫した。 今後も他部署と連携し、最新の情報を発信できるようにする。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
8	ほいく課 (ほいく係)	新型コロナウイルス感染症が5類相当に移行し、体験保育は10月、11月、園庭開放は10月後半から再開することができた。実施回数は園庭開放:合計55回、参加人数合計339人。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」
9	こども家庭・保健センター(こども家庭係)	子育てセンターの子育て支援室むくむくを中心に、市内の認定こども園や幼稚園、児童センター等で事業を実施している。今後も、他機関が行っている事業と連携し、ネットワークを広げることで、地域の子育て支援の充実を図る。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
10	道路・公園課 (管理係)	公園においては、職員による点検に加え専門業者による遊具の点検を実施し、安全性の確保に努めた。今後も継続して適切な維持管理を実施することにより、子どもが安心して遊べる環境を提供していく必要がある。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
11	保健安全・特別支援教育課	各幼稚園の施設を未就園児親子に開放し、親子で安心して遊び、保護者同士が交流できる場を提供し、5園で在園児が年間延べ412回7062組が、未就園児は延べ185回875組が利用した。また、全市立幼稚園にて、「3歳児親子ひろば」を実施し、年間延べ191回837組、「幼稚園で遊ぼう会」では、年間61回283組の親子が利用し、地域の未就園児が安心して遊べる場づくりや、子育て相談の場を提供した。子育てセンターが幼稚園施設を利用し、未就園児親子の自主グループ活動やなかよしひろば等の子育て支援拠点事業を実施している。今後も、全市立幼稚園の「園庭開放」や「幼稚園で遊ぼう会」の内容の工夫等により、地域における子育て支援の充実を目指していく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」
12	打出教育文化センター	月1回、図書館が実施することもおはなしの会で和室を活用している。(利用料免除) 隣接する幼稚園に日本庭園を開放し、自然体験活動の場として提供している。 小学校3年生の市内施設巡りとして活用している。(保育所の津波緊急避難は、大規模改修のため、実施しなかった。) 大規模改修を行い、令和6年4月よりリニューアルオープンする。隣接する打出公園と一体化することで、庭園へのアクセスが今まで以上に向上する。また、貸室予約の無い時間のみ1階和室を「親子スペース」、制限はあるが2階のロビーと大会議室を「自習スペース(最大30名)」とする等、こどもたちがより利用できるような環境を整えた。 今後もより子どもたちが利用しやすい運用になるよう務めていく。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」
13	国際文化推進課 社会教育推進課 (旧:生涯学習課)	校庭開放事業を土曜日に実施しており、子どもの居場所を提供している。またコミュニティ・スクールでは、子どもが平日・土日を問わずスポーツ及び文化活動を行っている。活動支援として、活動助成金の交付や各コミスク間の情報提供、活動を紹介する活動展の開催援助及び市ホームページでのクラブ活動一覧の公表など行っている。 美術博物館では、中学生以下の観覧料(入館料)を無料にし、各ワークショップを開催するなど芸術・文化に触れながら交流できる場を創出し、施設の有効活用を推進している。 今後も子ども同士が交流できる場として事業を継続実施する必要がある。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.4「放課後子ども教室(キッズスクエア等)」 No.6「コミュニティ・スクールへの支援」 No.9「文化施設における子どもの居場所づくり」
14	スポーツ推進課	体育館・青少年センターは、青少年センター機能を有していることから、有料施設を青少年活動で使用する場合は、施設使用料の減免を行っている。 また、無料で利用することができる自習室やキッズスペースを設置している。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」
15	青少年育成課	市内全8小学校で「放課後子供教室事業」あしやキッズスクエアを継続実施。放課後に校庭及び校舎内を利用し、地域の方々の参画のもと、児童が安心して過ごせる安全な居場所を延べ1,805日提供した。地域・企業・高校・大学等の協働による多様な「体験プログラム」については、コロナ禍での「居場所づくり」の継続を優先した結果、開催数が減少しているが、今後は、オンラインの活用を含めて、児童に様々な体験の機会を提供していくことが課題である。 登録児童数合計1,463名(33.1%) 1校あたりの平均参加児童数18.48名/日 年間プログラム開催数361回 地域スタッフ マネージャー1名及び安全管理員2名/日 子ども会連絡協議会への支援については、秋及び春のバス旅行等の様々な活動の支援を行うことが出来た。
	実施事業	No.4「放課後子ども教室(キッズスクエア等)」 No.5「子ども会への支援」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
16	市民センター (公民館含む)	公民館が実施している「こども読書週間ポスター展」に合わせて、こどもむけ絵本の読み聞かせと人形劇を催し、13名の親子が参加した。また「夏休み子ども教室」では、「折り紙建築に挑戦」や「まが玉のアクセサリー作り」等の教室や親子で参加する「めざせ！ロボット博士スタートアップ教室を開催し、250人(昨年度:211人)の参加があった。
	実施事業	No.9「文化施設における子どもの居場所づくり」
17	図書館	乳幼児、小学生を対象とした事業として「えほんの会」(94回、536人)、「こどもおはなしの会」(94回、376人)、「夏休み怖くて楽しいおはなしの会」(2回、42人)、「小学生の本の部屋」(1回、12人)、「夏の特別企画 読書クイズ」(1回、266人)、「夏休みサイエンス教室」(1回、10人)、を開催した。今後も、図書館が子どもの居場所となるよう努める。
	実施事業	No.8「図書館における子どもの居場所づくり」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向2	安全・安心なまちづくりの推進
施策の方向性	誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。 警察、行政、保育所、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に今後も引き続き取り組んでいきます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域経済振興課	高校生への啓発取組として県立芦屋高等学校の2年生に消費者教育の授業を実施した。また県立芦屋特別支援学校2年生に若者の消費者トラブル防止の出前講座(オンライン)を実施した。今後も若年者の消費生活トラブルの増加が懸念されるため、家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、必要な時期に必要な消費生活の知識を身につけることができるよう引き続き消費者教育の推進に取り組む。
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」
2	地域福祉課 (管理係)	市のホームページの公共施設等バリアフリー情報を最新のものに更新し、安心して外出できるように情報提供を行った。今後も適宜、情報を更新していく。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
3	ほいく課 (ほいく係)	定期的に想定を変えた防犯訓練を全施設で実施し、その他毎月の火災訓練や津波を想定した避難訓練を行い、子どもたちの防犯、災害への対応について意識を高めた。また、市立・私立こども園・保育所に「ぼうさいのしおり」を配布し、日々の教育・保育の中で、冊子を使って犯罪、事故、災害に対して啓発を行った。今後も繰り返し啓発を行い、子どもたちの防犯、防災の意識を高めていく。
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
4	道路・公園課 (交通安全係)	・令和5年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、自転車駐車場に啓発チラシの配架、県が実施するヘルメット購入補助事業のポスターを学校園に配布及びその他街頭での周知・啓発活動を実施した。 ・子ども自らが危険回避できるような力を身に付けるため、幼稚園、こども園、保育所(園)、小学校、中学校、特別支援学校で定期的に交通安全教室を開催し、交通安全に関する教育・啓発活動を行った。 ・子どもが安全安心に生活できるように下校時には青色回転灯付パトロール車による安全パトロールを実施した。 ・芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い安全確保にも努めた。今後も関係機関との連携・協力の下、継続して取組を実施する。
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.3「福祉のまちづくりの推進」 No.4「交通安全の意識向上」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.8「安全パトロールの実施」
5	道路・公園課 (維持係)	舗装及び道路構造物の補修時に合わせて歩道の切り下げ工事を行い、バリアフリー化を実施
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
6	基盤整備課	老朽化した公園施設(遊具5基、照明灯31基、トイレ1棟)の更新を実施した。引き続き、安全に公園施設を利用してもらえるように施設更新を進めていく。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
7	防災安全課	防災総合訓練や地域の防災訓練、出前講座、広報等を通して、あしや防災ネットの普及・啓発を行い、登録者数が令和6年3月末時点で10,693件(前年度10,724件)となり、アプリの登録件数は9,473件(前年度8,236件)で合計は前年度と比較して1,206件増加した。活用方法は、台風接近に伴う避難情報や避難所開設状況等の発信を行い、平時においてもイベント等を周知する有効な手段の一つであり、引き続き、子育て世代等幅広い世代に対して、あしや防災ネットの普及促進をしていく。
	実施事業	No.7「あしや防災ネットの運用」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
8	建築課	公共施設(打出教育文化センター、芦屋中央公園便所棟、上宮川町住宅6号棟、翠ヶ丘集会所)の改修に際して、障がい者・高齢者・子供等が安全・安心に利用できるようにユニバーサルデザイン化の充実を図った。今後の公共施設の改修等においても、施設の規模や利用実態等を考慮し、整備を行っていく。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
9	救急課	子どもの急病や事故等が発生した場合、早期に適切な対応ができるよう、保護者及び関係者を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行うことにより、万一の事態に備える体制を整えた。 令和5年度の実績 救急講習実施回数38回(受講者 502人) 新型コロナウイルス感染症拡大時に実施したDVD・人形の積極的な貸出しを推進する。
	実施事業	No.9「救急法の学習」
10	保健安全・特別支援教育課	芦屋市交通安全プログラムに基づき、精道中学校区内の各小学校(精道小学校・宮川小学校・打出浜小学校)の通学路点検を実施した。今年度は、事前に情報を集約した箇所を警察と行政の関係各課のみで点検を行った。点検後、対策などをまとめた一覧表を作成し、市ホームページに公表した。また、交通安全教室やALSOK防犯教室を計画的に実施し、幼児児童生徒に啓発活動を行った。今後も引き続き計画に基づいた通学路点検や、各種教室を開催していく。
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
11	青少年愛護センター	青色回転灯付防犯パトロール車で職員が山手中学校区を週2回、小学校低学年の下校時の巡回見守りを行っている。また、青少年育成愛護委員は登下校の見守りや公園/パトロールに加え、就学前施設に愛護委員が行き、「ピンクのベストの愛護委員」の存在を新1年生や保護者に伝えている。山手小学校の通学路の安全については、「県道奥山精道線交通安全対策協議会」のメンバーに愛護委員が入り、子どもの安全について、関係機関と連携をしている。これからも、青少年が安全に安心してすごせる地域づくりの取り組みを行っていく。
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.8「安全パトロールの実施」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向3	児童虐待防止対策の推進
施策の方向性	すべての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「子ども家庭総合支援室」を開設します。 「子ども家庭総合支援室」では、家庭児童相談室の機能を包含し、要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	教育委員会等の関係機関と連携して支援が必要な児童の早期発見、対応を図り、特に妊娠期からの支援として子育て世代包括支援センターと一体的に支援を行ってきた。 令和5年4月より全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する総合的な支援拠点として「こども家庭・保健センター」を開設し、こどもを取り巻く様々な環境に対応し虐待の発生を未然に防ぐため、相談・支援体制を強化し対応の充実を図る。 家庭児童相談件数 : 403件(うち児童虐待 184件) 要保護児童対策地域協議会代表者会議 : 1回 実務者会議 : 3回 主要機関実務者会議 : 3回
	実施事業	No.1「家庭児童相談」 No.2「要保護児童対策地域協議会」
2	学校支援課	専門カウンセラー、専門知識をもつ相談員を配置し、電話や面接による相談を実施した。(令和5年度実績 電話相談41件、面接相談が152件)小中学生だけでなく、高校生の相談もあり、中学卒業後のケアにもつながっている実態がある。相談内容については必要があれば、緊急に市内小中学校教職員と情報共有を進め、関連機関とも連携する等、子どもの育ちを支えている。今後も相談体制を整え、指導の充実に努める。
	実施事業	No.3「カウンセリングセンターの電話、面接相談」 No.4「教育相談」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向4	配慮が必要な子どもとその保護者への支援
施策の方向性	配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	障がい福祉課	個々の身体状況と特性に応じた関わりの指導や訓練を行い、集団生活への適応や生活の自立を目指して支援をしている。 サポートファイルについては、窓口での療育手帳交付時やペアレントトレーニングでの案内等、普及啓発に取り組んだ。機能訓練については、希望者が増加し待機が長期化していることが課題であるため、新規対象者の受入れが広がるような体制や方策を検討していく。療育支援相談では、療育に関係する庁内外の機関の間で情報共有を図り、相互の連携による一体的・継続的な支援を得られるよう、引き続き取り組む必要がある。
	実施事業	No.5「療育支援相談事業」 No.6「障がい児機能訓練事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
2	こども政策課 (こども支援係)	早期療育訓練の実施については、「芦屋市立すすく学級」において、心身の発達に支援の必要な乳幼児に対し、身辺自立や集団適応を目標に、発達相談・言語訓練・親教室・育児相談などを取り入れ、療育訓練を行った(利用者数:22人)。 療育支援相談事業については、「療育支援相談」の会議に出席するなど、他課と情報交換を行い、今後の支援の方向性を協議した。継続的な個別相談を受けている子どもや関係機関が関わっている子どもについて、情報を共有し、医師等の専門職の助言を得ながら、必要な支援を検討していく。 サポートファイルの普及・啓発については、障害児通所支援申請時に、窓口で保護者にサポートファイルを渡し、活用方法を説明した(配布数:5件)。保護者とともに支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及・啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討をしていく。
	実施事業	No.1「早期療育訓練の実施」 No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
3	ほいく課 (ほいく係)	インクルーシブ教育・保育研修会を年4回実施した。研修会では、配慮を必要とする子どもの姿から、支援の方法についてグループワーク、検討、協議を行い、医師の助言を受けながら、より良い支援につなげていった。また、医療的ケアを必要とする子どもについては、より良いケアにつながるよう「医療的ケア児保育支援会議」を開催し、医師、保健師等関係機関と連携し、情報共有を行った。サポートファイルについては保護者に声をかけ、必要とする家庭に配布した。今後も研修会を充実させていく。
	実施事業	No.2「インクルーシブ教育・保育」 No.3「医療的ケア児教育・保育」 No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
4	こども家庭・保健センター(健康増進・母子保健担当)	保護者とともに支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及・啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討を行う。 また、地区担当保健師が必要な方へはサポートファイルの情報提供を随時行っている。
	実施事業	No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」
5	市立芦屋病院	文字が覚えられない等学習で悩む原則年長児から小学6年生までの児童を対象に小児科医及び言語聴覚士が、学習を困難にしている原因を明らかにし、その子どもにあった学習方法を見つけ支援を行っている。令和5年度は807件、前年度(982件)比19%減少した。新型コロナウイルス感染症拡大の状況下であっても、新規のかたや他府県からの受診もある。
	実施事業	No.7「学習支援外来による医療支援」
6	学校支援課 保健安全・特別支援教育課	支援が必要な子どもについては、特別支援教育センター専門指導員等が巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師や訓練士からの助言を受け、支援の方向性の確認や情報を保護者と共有するなど、個別の支援内容の充実を図った。また、長期的な視点で幼児の教育的支援・個々の実態に合わせた個別の教育支援計画を作成した。日本語指導を必要とする外国人児童生徒等にボランティアを配置し、日本語指導や学習・生活支援を行った。日本語指導を必要とする児童生徒数は増加傾向にあり、ニーズに即応するための支援人材の安定確保が必要である。
	実施事業	No.2「インクルーシブ教育・保育」 No.3「医療的ケア児教育・保育」 No.4「特別支援教育センターの相談」 No.5「療育支援相談事業」 No.8「サポートファイルの普及・啓発」 No.9「日本語指導支援ボランティア」 No.10「外国人児童生徒等に対する教育支援事業」

基本目標4

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向1	仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
施策の方向性	仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。 また、次世代育成支援対策推進法が令和7年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	人権・男女共生課 (男女共生係)	父親が子育てに積極的にに関わり、現状の生活や働き方を見直す機会を提供することを目的として、下記の事業を実施した。アンケート結果からも、今後の育児参画に前向きに取り組みたいと希望する回答が多く、各事業の満足度も高かった(アンケート回答の約90%以上)。 ・父親が簡単な防災料理に取り組むことで家事に関わるきっかけを提供する講座(1回開催、5人参加) ・父親と子どもが一緒に参加する工作講座(2回開催、34人参加) ・父親が子どもの心身を発達させる接し方や遊び方を学ぶ機会を提供する講座(1回開催、23人参加) ・父親が子どもと一緒に体操に取り組み、子どもの心身の発達への理解を深める講座(1回開催、17人参加) ・父親同士が育児を通じて交流する場を提供する事業(6回開催、延べ65人参加) 父親向けの講座・事業について、他の事業に参加している母親を通じて参加を呼びかけるなど周知を行っているが、さらに多くの子育て中の父親本人に周知するための方法や、出産予定のある方のパートナー(プレパパ)向けの周知・啓発方法の検討が課題である。 また、男性の働き方の見直しにあたっては、職場環境などの外的要因が関係していることが多く、個人で解決することが難しいため、事業者向けのワーク・ライフ・バランス推進、男性の育休取得促進を目的としたセミナーを企画し、ハイブリッド形式により実施した(1回開催、会場17人・オンライン10人参加)。アンケート結果からは、働き方の見直しのヒントを得ることができた、との感想があり、今後もオンラインなどを取り入れながら継続的に実施する必要がある。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 No.6「多様な働き方の啓発」
2	地域経済振興課	国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。また、西宮市、尼崎市、各市商工会等、兵庫県と共催でワークライフバランスに関するセミナーを実施し、78名が参加した。 働き方に関する法令等や相談窓口などの最新情報を記載したチラシでの啓発を、商工会を通して市内事業者等に実施した。今後も商工会などと連携し市内の事業者への啓発をより進めたい。 また、多様な働き方の支援につながるコワーキングスペース事業を芦屋市商工会に業務委託し、利用者の特性に合わせたコンテンツを提供しており、引き続き利用者の特性に合わせた事業内容を行いたい。
	実施事業	No.6「多様な働き方の啓発」
3	ほいく課 (施設運営係)	市内全施設で時間外保育事業(延長保育事業)を実施しており、希望者全員が利用できる環境が整っている。今後も保護者の仕事と子育ての両立を図るため、多様なニーズに対応できるよう継続して実施していく。 病児保育事業については、市立芦屋病院内及び精道こども園内の2箇所で開催しており、今後も周知などにより利用を促すと共に、利便性の向上に努めていく。
	実施事業	No.2「時間外保育事業」 No.3「病児保育事業(病児対応型)」 No.4「病児保育事業(体調不良児対応型)」
4	ほいく課 (ほいく係)	新型コロナウイルス感染症が5類相当に移行し、運動会や生活発表会等の行事等は感染症等の流行など状況を確認しながら、参加人数を状況に応じた対策を行いながら開催した。土曜日開催のため、父親の参加も多かった。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
5	こども家庭・保健センター(こども家庭係)	土曜日の「つどいのひろば」への父親の参加者が多いため、コロナ禍で縮小していた土曜開催の事業の見直しを図る。また働き方の変化により平日の事業にも父親の参加者が増えてきているため、継続的に父親が育児参加できるよう日頃から声をかけ、参加しやすい環境を作っていく。 ※つどいのひろば(むくむく)延べ参加人数:保護者 6,587人(うち父親参加者数603人)、こども 7,517人 プレおや教室を土曜日・日曜日に開催している(「沐浴クラス」実施回数6回 参加延べ人数142人「出産準備クラス」実施回数6回 参加延べ人数80人)。父親になる準備としてパートナーとの参加を促し、母親だけでなく、パートナーとともに参加されている。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
6	保健安全・特別支援教育課	1学期に土曜参観、2学期に運動会、音楽参観日、3学期には生活発表会を開催し、平日に参加しにくい保護者も参観、参加できる機会となった。今後も、平日に参加しにくい保護者が子どもと関わったり、参加しやすい内容のイベントを行ったりして、平日に参加しにくい保護者の子育てへの参加促進を図る。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
7	青少年育成課	放課後児童クラブを市内全8小学校で実施 全体入会者数811人(令和5年4月1日現在)【低学年661人・高学年150人】 ・8校のうち4校を民間事業者に継続して委託した。 ・精道小学校敷地にプレハブ施設を増築することを決定したことで、受入児童数の増加を図った。 今後も専有の保育スペースを確保し、引き続き、待機児童を出さない対策が求められる。
	実施事業	No.5「放課後児童健全育成事業」

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向2	産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備
施策の方向性	女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実が必要不可欠であることから、認定こども園等の整備による入所待ち児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な教育・保育環境となる質の確保に努めます。また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、利用者支援事業等において、適切な助言を行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域経済振興課	国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布や市ホームページにリンクを掲載し啓発に努めた。また、西宮市、尼崎市、各市商工会等、兵庫県と共催でワークライフバランスに関するセミナーを実施し、78名が参加した。 働き方に関する法令等や相談窓口などの最新情報を記載したチラシでの啓発を、商工会を通して市内事業者等に実施した。今後も商工会などと連携し市内の事業者への啓発をより進めたい。
	実施事業	No.1「育児休業制度等の普及促進」 No.2「再雇用制度の普及促進」
2	ほいく課(入所係)	育児休業を長期間に渡り取得する保護者が増加傾向であり、復職を希望する時期が多様化しているため、保育コンシェルジュを配置し、保護者が復職に際し、希望する時期における入所状況(定員や入所者数)に関する情報提供を相談業務の中で行い、スムーズに復職できるように子育て支援を行っている。また、入所後も子育てと仕事の両立ができるよう保育所での生活等も含めて、相談業務を行っている。今後の課題としては、保育施設の施設整備が進んでいるものの、希望する時期に入所ができず復職するのが難しい場合もあるが、園見学を案内するなど、入所希望施設を増やすことができないか保護者と相談し、入所率の向上を目指す。
	実施事業	No.3「利用者支援事業」
3	こども家庭・保健センター(こども家庭総合支援担当)	子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業(母子保健型)を実施している(相談延べ人数72人)。保健師が常駐し、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援の実現に努めている。
	実施事業	No.3「利用者支援事業」